

議案第120号

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部改正について

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

上越市長 中川幹太

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例（平成25年上越市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（以下「駅自由通路北側区域」という。）」を削り、同条第2項を削る。

第3条第1項第1号イを次のように改める。

イ 商業地区に新設する施設等であって、令和8年3月31日までに事業の用に供するものであること。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。